

【10. 主な入札参加資格】

本委託業務の公告日において、組合構成町村(吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村及び東吉野村)のうち、いずれかの自治体の入札参加資格者名簿に、「建設コンサルタント業務」で登録がある者で、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1)入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

- ①奈良県内に本店又は代理権限を持つ支店・営業所を有すること。
- ②建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づく建設コンサルタントの「都市計画及び地方計画」、「道路」、「河川、砂防及び海岸・海洋」及び「土質及び基礎」部門の登録を受けている者であること。
- ③過去10年以内(平成19年4月1日から本業務の公告日まで)に、国又は地方公共団体発注による「一団の面積1ha以上の造成設計業務」の、元請での完了実績を有する者であること。

(2)この業務を行う期間中、管理技術者(1名)、担当技術者(4名まで)及び照査技術者(1名)(以下、「配置予定技術者」という。)を配置(各技術者の兼任は不可)すること。測量担当技術者は、測量士又は測量士補の資格を有する者とし、管理技術者及び照査技術者は、次に掲げる①～④のいずれかの資格を有する者とする。

なお、①及び②の資格は、選択科目が「都市及び地方計画」、③及び④の資格は技術部門が「都市計画及び地方計画」であること。

- ①技術士(総合技術監理部門(建設))
- ②技術士(建設部門)
- ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
- ④シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)

また、配置予定技術者は、直接的な雇用関係(代表者可)にある者とし、そのうち管理技術者にあつては、一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係(代表者可)にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとする。